株式交換に関する事後開示書類

（会社法第７９１条第１項第２号、第８０１条第３項第３号 及び会社法施行規則第１９０条に定める書面）

令和３年９月３０日

ジャパンベストレスキューシステム株式会社

株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ

令和３年９月３０日

株式交換に関する事後開示事項

名古屋市中区錦一丁目 10 番 20 号
ジャパンベストレスキューシステム株式会社
代表取締役 榊原　暢宏

東京都新宿区四谷二丁目 12 番 5 号
株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ
代表取締役 柘植　純史

ジャパンベストレスキューシステム株式会社（以下、「ＪＢＲ」といいます。）及び株式会社ＴＳＵＮＡＧＵ（以下、「ＴＳＵＮＡＧＵ」といいます。）は、令和３年７月２７日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下、「本株式交換契約」といいます。）に基づき、令和３年９月３０日を効力発生日として、ＪＢＲを株式交換完全親会社、ＴＳＵＮＡＧＵを株式交換完全子会社とする株式交換（以下、「本株式交換」といいます。）を行いました。
会社法第７９１条第１項第２号、同第８０１条第３項第３号及び会社法施行規則第１９０条により開示すべき事項は、本書に記載のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第１９０条第１号）
令和３年９月３０日

2. 株式交換完全子会社における会社法第７８４条の２、第７８５条、第７８７条及び第７８９条の規定による手続の経過（会社法施行規則第１９０条第２号）

(1) 会社法第７８４条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
本株式交換の差止請求を行った株主はおりませんでした。

(2) 会社法第７８５条（株式買取請求）の規定による手続の経過
ＴＳＵＮＡＧＵは、会社法第７８５条第３項の規定により、令和３年９月９日に、ＴＳＵＮＡＧＵの株主に対し、本株式交換を実施する旨、並びに株式交換

完全親会社であるＪＢＲの商号及び住所を通知しましたが、会社法第７８５条第１項の規定による株式の買取請求を行った株主はおりませんでした。

(3) 会社法第７８７条（新株予約権買取請求）及び第７８９条（債権者異議）の規程による手続の経過
該当事項はございません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第７９６条の２、第７９７条及び第７９９条の規定による手続の経過（会社法施行規則第１９０条第３号）

(1) 会社法第７９６条の２（本株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はございません。

(2) 会社法第７９７条（株式買取請求）の規定による手続の経過
該当事項はございません。

(3) 会社法第７９９条（債権者異議）の規定による手続の経過
該当事項はございません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第１９０条第４号）
本株式交換により、ＪＢＲに移転したＴＳＵＮＡＧＵの株式の数は２００株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第１９０条第５号）

(1) ＪＢＲは、会社法第７９６条第２項本文の規定により、簡易株式交換の手続きにより株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第７９６条第３項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知したＪＢＲの株主はおりませんでした。

(2) ＴＳＵＮＡＧＵは、会社法第７８３条第１項の規定により、令和３年９月９日開催の臨時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。

(3) ＪＢＲは、本株式交換が効力を生ずる時点の直前時のＴＳＵＮＡＧＵの株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有するＴＳＵＮＡＧＵの株式１株に対してＪＢＲの株式９６．４１５株の割合をもってＪＢＲの自己株式を割当交付しました。ＪＢＲが交付した株式の総数は１９，２８３株です。

(4) 本株式交換により増加するＪＢＲの資本金、資本準備金及び利益準備金は以下のとおりです。

① 資本金　　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

② 資本準備金　法令の定めに従い増加することが必要とされる最低額

③ 利益準備金　０円